

# 現場技術業務委託 積算基準書 新旧対照表

現場技術業務積算基準【農業農村整備事業】

新（改定後）	旧（改定前）																														
<p><b>現場技術業務積算基準</b></p> <p><b>【農業農村整備事業】</b></p> <p><b>令和3年2月改定</b></p>	<p><b>現場技術業務積算基準</b></p> <p><b>【農業農村整備事業】</b></p> <p><b>令和2年3月1日改定</b></p>																														
<p><b>3-1 直接原価</b></p> <p>直接原価は、現場技術業務を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。</p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費は、現場技術業務の実施に必要な技術者に要する費用である。(業務打合せ、旅行日に係る技術者を含む。)</p> <p>(2) 直接経費 直接経費は、現場技術業務の実施に必要な費用で、旅費交通費及び現場経費で構成する。</p> <p>1) 旅費交通費 旅費交通費は、現場技術業務の実施に必要な宿泊及び移動に要する費用である。</p> <p>2) 現場経費 現場経費は、現場技術業務の実施に必要な次の①から③までに要する費用である</p> <p>① 業務用自動車損料、燃料費等 ② 業務用事務室損料及び備品費等 ③ 電算機使用経費</p> <p>3) その他 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料） なお、上記1）、2）以外の経費については、その他原価として計上する。</p> <p><b>4-1 直接原価</b></p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1) 一般業務 一般業務の算定は、業務期間を月数単位（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価（当該業務に従事する技術者の職種に応じ、次表の基準日額×18.0日/月）を乗じて算定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術者の区分</th> <th>技術者の職種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技 師 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (A)</td> <td>技師B等</td> <td>業務内容に合った職種を選定する。</td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (B)</td> <td>技 師 C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (C)</td> <td>技 術 員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 超過業務 超過業務の算定は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。 超過業務時間当たり単価は、次式による。 超過業務時間当たり単価＝基準日額×1/8×a×b ただし、a＝125/100又は150/100（時間外又は時間外と深夜割増） b＝（割増対象賃金比）</p> <p>3) 業務打合せ</p> <p>① 業務打合せとして管理技術者「技師A」を1ヶ月当たり、1回（現場技術員1人当たり0.25人/1回）を計上する。なお、1業務で現場技術員が複数の場合であっても管理技術者の計上は、1名/回を上限とする。</p> <p>② 旅行に係る直接人件費は別途計上する。 ただし、リモートで打合せを行う場合は別途計上しない。</p>	技術者の区分	技術者の職種	備 考	管理技術者	技 師 A		現場技術員 (A)	技師B等	業務内容に合った職種を選定する。	現場技術員 (B)	技 師 C		現場技術員 (C)	技 術 員		<p><b>3-1 直接原価</b></p> <p>直接原価は、現場技術業務を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。</p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費は、現場技術業務の実施に必要な技術者に要する費用である。(業務打合せ、旅行日に係る技術者を含む。)</p> <p>(2) 直接経費 直接経費は、現場技術業務の実施に必要な費用で、旅費交通費及び現場経費で構成する。</p> <p>1) 旅費交通費 旅費交通費は、現場技術業務の実施に必要な宿泊及び移動に要する費用である。</p> <p>2) 現場経費 現場経費は、現場技術業務の実施に必要な次の①から③までに要する費用である</p> <p>① 業務用自動車損料、燃料費等 ② 業務用事務室損料及び備品費等 ③ 電算機使用経費</p> <p>3) その他 上記1）、2）以外の経費については、その他原価として計上する。</p> <p><b>4-1 直接原価</b></p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1) 一般業務 一般業務の算定は、業務期間を月数単位（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価（当該業務に従事する技術者の職種に応じ、次表の基準日額×19.5日/月）を乗じて算定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術者の区分</th> <th>技術者の職種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技 師 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (A)</td> <td>技師B等</td> <td>業務内容に合った職種を選定する。</td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (B)</td> <td>技 師 C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (C)</td> <td>技 術 員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 超過業務 超過業務の算定は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。 超過業務時間当たり単価は、次式による。 超過業務時間当たり単価＝基準日額×1/8×a×b ただし、a＝125/100又は150/100（時間外又は時間外と深夜割増） b＝（割増対象賃金比）</p> <p>3) 業務打合せ</p> <p>① 業務打合せとして管理技術者「技師A」を1ヶ月当たり、1回（現場技術員1人当たり0.25人/1回）を計上する。なお、1業務で現場技術員が複数の場合であっても管理技術者の計上は、1名/回を上限とする。</p> <p>② 旅行に係る直接人件費は別途計上する。</p>	技術者の区分	技術者の職種	備 考	管理技術者	技 師 A		現場技術員 (A)	技師B等	業務内容に合った職種を選定する。	現場技術員 (B)	技 師 C		現場技術員 (C)	技 術 員	
技術者の区分	技術者の職種	備 考																													
管理技術者	技 師 A																														
現場技術員 (A)	技師B等	業務内容に合った職種を選定する。																													
現場技術員 (B)	技 師 C																														
現場技術員 (C)	技 術 員																														
技術者の区分	技術者の職種	備 考																													
管理技術者	技 師 A																														
現場技術員 (A)	技師B等	業務内容に合った職種を選定する。																													
現場技術員 (B)	技 師 C																														
現場技術員 (C)	技 術 員																														